

生活費加算について

1 生活費加算額

保育士修学資金における1月あたりの生活費加算の上限額は、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のとおりとする。

（貸付申請時の居住地及び年齢に該当する額）

○高知県内の場合

貸付申請時の年齢	高知市内	高知市以外
19歳以下	43,640円	38,950円
20歳以上64歳以下	43,640円	38,950円
65歳以上74歳以下	43,200円	38,560円
75歳以上	37,100円	33,110円

2 生活保護世帯に準ずる経済状況にある者として、高知県社会福祉協議会長が必要と認める者の範囲

（1）前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
第89条

- ・ 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付、その他の障害を支給事由とする給付であって国民年金法施行令（以下「政令」という。）定めるものの受給権者であるとき。
- ・ 生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けれるとき。
- ・ 厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

第90条

- ・ 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- ・ 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けれるとき。
- ・ 地方税法に定める障害者であって、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。

- ・ 地方税法 に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- ・ 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

- エ 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- ・ 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

3 提出書類

（1）貸付申請時に生活保護世帯の場合

福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

（2）生活保護世帯に準ずる経済状況にある場合

生活保護世帯に準ずる経済状態であることを確認できる書類

※前年度または当該年度において上記2の（1）のアからエまでに掲げるいずれかの措置を受けたことが確認できる書類（市町村長が発行する課税証明書等）

（3）養成施設への合格前に貸付対象者の選定を行う場合

ア 学業が優秀であることを確認する書類

（ア）貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書

（イ）上記以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育士としての就労意思等